

目次

募集



男性育児休業取得促進研修&セミナー参加者募集.....	2
女性管理職育成研修参加者募集.....	4
働き方改革優良（推進）企業認定の募集.....	6
障害者雇用優良企業の募集.....	10
令和8年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	12
令和8年度「県立情報テクノロジー大学校」入学生募集.....	13

ご案内



いばらき賃上げ・価格転嫁セミナー&個別相談会のお知らせ.....	14
11月はいばらき働き方改革推進月間です.....	15
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	16
いばらき労働相談センターのご案内.....	18
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター）.....	19
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	20
令和7年度「元気いばらき就職フェア」のご案内.....	21
いばらき就職支援センターについて.....	22
茨城県地方就職学生支援事業のご案内.....	23

お知らせ



[労働局から]	
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です.....	24
茨城県最低賃金の改正決定.....	25
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン期間」です.....	27
職場のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー）.....	29
11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します.....	30
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！.....	32
教育訓練休暇給付金について.....	34
労働施策総合推進法.....	35
障害者の法定雇用率引き上げについて.....	36
ハローワーク水戸が水戸駅北口近くに移転します.....	37
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	38

男性育休 取得促進 研修&セミナー

仕事と
家庭の
両立

助成金
活用

採用獲得
&
定着率向上

家族の
絆を強める

職場の
イメージUP

参加要件：茨城県に事業所がある企業に所属していること

父親も当事者として積極的に育児に関わる時代となり、育児休業を取得する男性が増えております。
男性育休の取得は、取得者とその家族だけではなく、企業にとってもメリットがあります。
育児・介護休業法について理解を深め、取得希望者が安心して育休を取得できるよう、
社内の風土・環境・制度を見直してみませんか？
また、育児休業の取得を考えている男性は、取得にあたって不安な気持ちを解消しませんか？

参加費
無料

1 研修

経営者・人事等担当者向け

対象 社員・部下が男性育休の取得予定があるまたは男性育休の社内制度の整備を進めたい企業の経営者や人事・総務・経営企画担当者の方

対面開催 定員：20名

2025年
12/8 月 14:00-16:00

会場：茨城県庁9階901会議室
(水戸市笠原町978-6)

オンライン開催 定員：20名

2026年
1/19 月 14:00-16:00

Zoom使用

講師 セントワークス株式会社 一之瀬 幸生氏



申込締切 対面▶2025年11月21日(金) / オンライン▶2025年12月25日(木) ※先着順にて受付、定員に達し次第、締切

内容

- ✓ 社会環境の変化
- ✓ 男性育休への理解
- ✓ 男性育休とウェルビーイング経営
- ✓ これからのチームマネジメント (イクボスマネジメント)

<制度紹介/茨城労働局より>

- ✓ 育児・介護休業法の概要・要点の紹介



2 セミナー

育児休業取得予定・希望者向け

対象 男性育休・産後パパ育休を取得予定または今後取得を希望する方

対面開催 定員：50名

2026年
1/9 金 14:00-16:00

会場：茨城県庁11階1102・1103
共用会議室 (水戸市笠原町978-6)

オンライン開催 定員：50名

2026年
2/5 木 14:00-16:00

Zoom使用

講師 株式会社ワーク・ライフバランス
コンサルタント/大畑 慎護氏



申込締切 対面▶2025年12月18日(木) / オンライン▶2026年1月14日(水) ※先着順にて受付、定員に達し次第、締切

内容

- ✓ 産前産後こそ父親が必要な理由
- ✓ 育休期間の過ごし方、工夫を知ろう
- ✓ 育休までの壁を乗り越える

<制度紹介/茨城労働局より>

- ✓ 育児・介護休業法の概要・要点の紹介



主催：茨城県

受託：株式会社セキショウキャリアプラス

詳細・申込はこちら ▶ 裏面もご覧ください

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R7ibaraki_ikukyu/



1 経営者・人事・総務・経営企画担当者向け 研修

講師 セントワークス株式会社 一之瀬 幸生氏 Sachio Ichinose

★
★
★
育休取得
実績あり



旅行会社時代、家庭を大切にしながら働く人々と接するたびに恒常的な長時間労働が慢性化している当時の日本人の働き方に疑問を持ち、職場で働き方改革を進める。
2013年ワーク・ライフバランスを普及したいとセントワークスに入社。企業、自治体などワーク・ライフバランスサービスを提供。ファザーリング・ジャパン講師としても活動。
第一子の出産時に育休を数日取得。それでは足りなかったことがわかり、第二子の出産時に1カ月育休を取得。現在は、短時間勤務をし、妻と協力して育児・家事を行う。公私で男性育休を応援。



登壇実績(官公庁事業)

■埼玉県 ■東京都
■新宿区 ■大阪市 ■仙台市 その他多数
(女性活躍推進、働き方改革、男性育児休業促進 等)

2 育児休業取得予定・希望者向け セミナー

講師 株式会社ワーク・ライフバランス コンサルタント 大畑 慎護氏 Shingo Ohata

★
★
★
育休取得
実績あり



2013年株式会社ワーク・ライフバランスに参画。働き方改革コンサルタント。全社改革のためのプラン設計・アサーティブコミュニケーションや、役職、職種を超えて幅広いステークホルダーとの対話を通じた風土変革を得意とする。経営企画室長を兼任。WLB社の新しい働き方・人材開発・組織開発を担う。
各回約500名以上が申し込む『男性育児推進研修定額制サービス』企業型父親学級の講師としても活躍。参加者満足度は平均97%以上。東京都「育業の普及促進に向けた啓発事業」選考委員、和歌山県特別職非常勤職員(子育て社員応援アドバイザー)などにも就任。3児の父であり、第三子出生後、1年間の育児休業を取得し、家族5人でフィジーに移住した経験を持つ。



登壇実績(官公庁事業)

■厚生労働省 ■子ども家庭庁
■東京都 ■長野県 その他多数
(男性育児休業促進、働き方改革 等)

対面会場



〒310-8555
水戸市笠原町978-6

ポータルサイトのご案内

あなたにエール!

いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト



<https://yell.pref.ibaraki.jp/>

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。
お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します!



詳細・申込はこちらから

下記専用フォームからお申込みください▼

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R7ibaraki_ikukyu/



- いずれも先着順にて受付、定員に達し次第締め切り。
- フォームからお申込みいただいた際に、自動返信にて申込受理通知メールが届きますが、別途、運営事務局より参加決定通知メールをお送りします。
- ご入力いただいた個人情報は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

お問合せ先: 茨城県産業戦略部労働政策課

☎ 029-301-3635 受付/平日9:00~17:00

✉ rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

働く女性のための キャリアデザイン 研修 & 女性を育てる マネジメント 研修

参加
無料

上司・部下の価値観への理解を深めたい
もっと生き生き働きたい
リーダーになるイメージが持てない
育成力・マネジメント力を高めたい

女性社員のキャリア上の悩みを解消し、それぞれの経験に応じたキャリアアップ・スキルアップのヒントを得るための研修です。

申込
条件

茨城県内に本社または
事業所があること

定員

①②③：各回 20 名

(原則 1 社 2 名まで)

④：20 組

(上司と部下のペアで参加、原則 1 社 2 組まで)

1

若手女性向け 研修

自分らしく生き生きと働き続けるために、自分と向き合い、キャリアプランを考える研修です。

オンライン (Zoom)

2025年 10/3 金

13:00~17:00

▼ プログラム

- 女性活躍の現状を知る
- 私の大切にしている価値観
- ロールモデルに学ぶ
- ワーク&ライフキャリアプランを立てる

申込締切: 9/16 (火)

2

管理職候補の 女性社員向け 研修

管理職になる上での不安を解消し、自身の理想像を考え、マネジメント等のスキル向上を目指します。

オンライン (Zoom)

DAY1 2025年 10/21 火

DAY2 2025年 11/14 金

両日 13:00~17:00

対面開催

DAY1 2025年 10/27 月

DAY2 2025年 12/16 火

両日 13:00~17:00

会場: ふあみりこらぼ 303研修室
ひたちなか市石川町11-1

申込締切: 9/29 (月)

3

女性部下を持つ 管理職向け 研修

自身のマネジメント特性を理解し、マネジメントの実践的なスキルと知識を習得します。

オンライン (Zoom)

2025年 11/7 金

13:00~17:00

対面開催

2025年 11/11 火

13:00~17:00

会場: つくば市役所コミュニティ棟
1階会議室1
つくば市研究学園一丁目1番地1

申込締切: 10/17 (金)

4

上司と部下の 相互理解 研修

上司と部下がペアで参加し、相互理解を深めます。他社の事例も参考に、多様な価値観を学ぶことができます。

▼ 上司の方へのメリット

育てる部下の価値観や良さをすることで、今後の育成の参考に。

▼ 部下の方へのメリット

上司の今までを知ることで、今後の自身のキャリアプランの参考に。

対面開催

2026年 1/27 火

13:00~17:00

会場: 茨城県水戸合同庁舎
水戸市柵町1-3-1

申込締切: 1/6 (火)

障害のある方で配慮が必要な場合は、申込時にお申し出ください。②は DAY1・DAY2 のセットでご参加ください。②③はオンライン・対面開催で同一です。どちらかをご選択ください。④は 2020~2025 に県で開催した女性管理職育成研修のいずれかに参加した方とその上司又は部下のペアが対象となります。



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

主催: 茨城県、ひたちなか市、つくば市、
いばらき女性活躍・働き方応援協議会
令和7年度女性管理職育成研修実施業務

詳細・申込は
こちら



<https://www.sekisho-career.co.jp/event/R7-career-design/>
内容は急遽変更となる場合があります。最新の情報は左記の
詳細ページをご確認ください。裏面もご覧ください。

講師



株式会社キャリアアンドブリッジ 取締役
遠藤 和氏

大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

- 担当 ① 若手女性向け研修
② 管理職候補の女性社員向け研修
④ 上司と部下の相互理解研修

講師



セントワークス株式会社
一之瀬 幸生氏

旅行会社時代、家庭を大切にしながら働く人々と接するたびに恒常的な長時間労働が慢性化している当時の日本人の働き方に疑問を持ち、職場で働き方改革を進める。2013年ワーク・ライフバランスを普及したいとセントワークスに入社。企業、自治体などへワーク・ライフバランスサービスを提供。ファザーリング・ジャパン講師としても活動。

- 担当 ③ 女性部下を持つ管理職向け研修：オンライン

講師



C.K コンサルティング&コーチング 代表
近藤 千園氏

株式会社西友で小売業のマーケティングを学び、市場調査、商品開発コンサルティングに従事。その後上海に渡り、日系企業の進出をサポートするなど、中国ビジネスコンサルティングに携わる。帰国後、2007年にC.K.コンサルティング&コーチングとして独立開業、女性経営者・女性管理職のエンパワーメンター、多様な人材が働きがいを感じる組織づくりのコンサルタント。

- 担当 ③ 女性部下を持つ管理職向け研修：対面

オンライン参加について

WEB会議システムZoomを利用し、インターネット上で実施します。PC等にZoomをインストールできない場合、ブラウザでもアクセスしていただけます。

PC
準備



カメラとマイク付き（外付け可）のPCまたはタブレットをご用意ください。

発言
あり



発言していただく場面があるので、声を出せる環境でご受講ください。

撮影
禁止



研修の録画・録音、資料の二次利用・内容のSNS等への投稿は禁止です。

対面会場アクセス

- ② 管理職候補の女性社員向け研修：対面
ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設
「ふあみりこらぼ」303研修室
〒312-0057 ひたちなか市石川町11-1



- 電車 ▶ JR勝田駅東口から徒歩12分
車 ▶ 石川運動ひろば駐車場をご利用ください。

- ③ 女性部下を持つ管理職向け研修：対面
つくば市役所コミュニティ棟
1階会議室1
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1



- 電車 ▶ TX研究学園駅北出口から徒歩7分
車 ▶ 来庁者用駐車場をご利用ください。

- ④ 上司と部下の相互理解研修：対面
茨城県水戸合同庁舎
〒310-0802 水戸市柵町1-3-1



- 電車 ▶ JR水戸駅南口を出て、徒歩約10分
車 ▶ 駐車場は、台数に限りがありますので、可能な方は公共交通機関をご利用ください。

ポータルサイトのご案内

あなたにエール！
～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

<https://yell.pref.ibaraki.jp/>

あなたにエール！

いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト



働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します！

▶ 働く女性のキャリアを考える教材申請はこちら
県では、県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画教材を作成しました。企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください！



お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課

✉ rose1@pref.ibaraki.lg.jp

TEL 029-301-3635

（受付／平日 9:00～17:00）

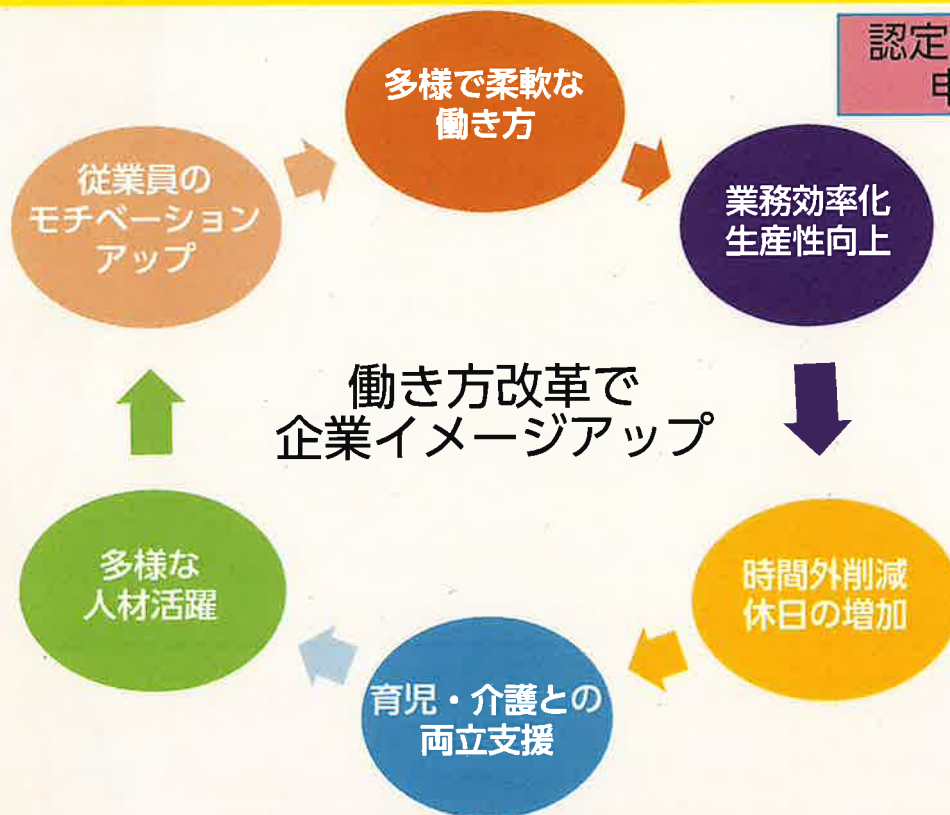
茨城県働き方改革優良企業認定



働き方改革優良企業認定制度とは？

すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組み、取組実績が優れた企業を認定する制度です。認定企業の人材確保を支援するため、県は認定企業の取組内容を周知します。多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、自社の PR と魅力アップを目指しましょう。

主なメリット：茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点を受けられます



**認定企業募集！
申請無料**



問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL 029-301-3635 E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

認定の流れ

※詳しい申請方法は茨城県ポータルサイトをご覧ください



認定は2種類、主な認定基準はこちら

推進企業認定

(1～3で各2点以上 1～5で合計26点以上(従業員100人以上は30点以上))

必須項目

- 多様な働き方を実現するための制度がある
(例) テレワーク制度、フレックスタイム制、時差出勤制度、短時間正社員制度、休暇制度(年休除く)
- 業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいる
(例) 作業マニュアルの作成、ICT導入による負担軽減、人材育成のための研修、営業時間の見直し
- 女性・高齢者・障害者・外国人、LGBTなどの多様な人材の活躍に取り組んでいる
(例) ユニバーサルトイレの設置、多様な人材採用

加算項目

- 上記のほか、働き方改革の促進に取り組んでいる
(例) メンタルヘルス研修の実施、相談窓口の設置(パワハラなど)、ノー残業デーの設定、資格取得支援
- 各種制度の利用について実態把握を行い、運用の強化に取り組んでいる

優良企業認定

(推進企業認定に加えて、6～11のうち最低1項目以上で点数獲得、1～11の合計で30点以上(従業員100人以上は35点以上))

- 直近1年間での正社員の総実労働時間または所定外労働時間が産業平均と比較し一定以下(1人あたり1か月平均)
- 直近1年間での正社員の平均週労働時間60時間以上の労働者割合が一定以下
- 直近1年間での正社員の年次有給休暇取得率または平均取得日数が産業平均と比較し一定以上
- 直近3年間の平均離職率が産業平均と比較し一定以下
- 直近3年間に出産した女性従業員のうち、継続就労している割合が一定以上
- 直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業取得率が一定以上

特例. 平時よりテレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク)を就業形態として運用し実績がある



茨城県働き方
改革推進企業



推進企業認定のメリット

求人

- ・ハローワークの求人票に推進認定企業であることを記載して企業のイメージアップが図れます
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で働き方改革を推進する企業の特集ページにて紹介します

企業イメージ

「あなたにエール！ いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で認定企業として公表し、取組内容を紹介します

事業資金融資

茨城県の実施する中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象となります

茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点

茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点を受けられます

認定ロゴマーク

名刺や自社HPで使用でき、推進認定企業であることを周知できます

令和7年7月現在



茨城県働き方
改革優良企業



優良企業認定のメリット

推進企業認定のメリットに加えて

求人

- ・ハローワークの求人票に優良認定企業であることを記載して企業のイメージアップが図れます
- ・県が主催する就職面接会に優先的に参加できます

企業イメージ

- ・働き方改革に取り組む優良企業として自社をPRできます
- ・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより県が積極的にPRします

認定ロゴマーク

名刺や自社HPで使用でき、優良認定企業であることを周知できます

令和7年7月現在

認定企業の主な取組

ペンギンシステム株式会社(つくば市／情報通信業)

変形労働時間制、ノー残業デーの導入、賃金体系の見直しなど時間外削減のための取組みを行い、時間外を約10分の1に削減しました。また、仕事と育児・介護の両立支援の取組みとして、育児・介護休業取得に関する社内研修等の取組を行い、女性の育児休業取得率100%を達成、男性の育児休業取得、介護休業取得の実績にも繋がりました。

株式会社トレンディ茨城(水戸市／運送業)

GPS機能付きドライブレコーダーの導入により、手書きであった日報が自動化され、日報記入時間の短縮によって業務効率が向上しました。また、作業マニュアルを作成し、従業員の多能工化が進んだことで、シフトカバーが容易になり、有給休暇の取得率が80%以上と約5倍になりました。

海老根建設株式会社(大子町／建設業)

テレワーク制度、継続雇用者(高齢者)の季節休業などを導入し、多様な働き方を選択できるようになりました。時間単位の有給休暇、子供休暇制度などの独自の休暇制度を設定したことで、学校行事や看護、送迎など子供のために休暇を使い、プライベートの時間を確保できました。

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット



- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

登録企業一覧はこちら

<掲載URL> https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

※ 働き方改革優良企業認定制度を申請する際、本協議会への登録が必須となります。



申請の際は、ポータルサイトに掲載されている様式をご使用ください。

また、原則メールでの提出をお願いいたします。

<掲載URL>

https://yell.pref.ibaraki.jp/council/recruitment_application.html

あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

>いばらき女性活躍・働き方応援協議会 > 会員企業募集・申込



茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています！

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

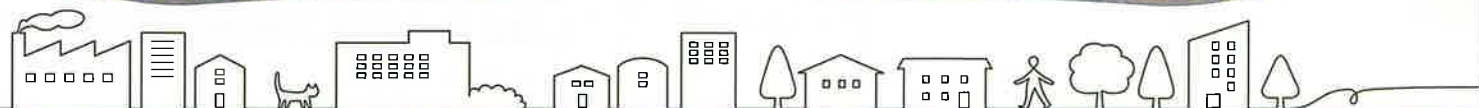
- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目		中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	姿 勢	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用
		11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある
		12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和7年3月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	所 在 地
1	筑波乳業(株)	石岡市	25	(社福)木犀会	笠間市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	26	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	27	(株)ケーズホールディングス	水戸市
4	京三電機(株)	古河市	28	日立建機ロジテック(株)	土浦市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	29	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	30	(社福)ナザレ園	那珂市
7	(社福)あかね会	北茨城市	31	(医)それいゆ会	高萩市
8	高浪化学(株)	八千代町	32	(株)染谷工務店	常総市
9	(株)チャンス	牛久市	33	常総開発工業(株)	神栖市
10	(株)日立物流東日本	日立市	34	勝田環境(株)	ひたちなか市
11	日和サービス(株)	日立市	35	(社福)博慈会	牛久市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	36	(株)カツタ	ひたちなか市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	37	日本畜産振興(株)	取手市
14	(株)サンワーク	常総市	38	トキワ建設(株)	水戸市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	39	常南物流サービス	取手市
16	(社福)尚生会	笠間市	40	(株)つくば電気通信	土浦市
17	(社福)芳香会	古河市	41	医療法人 博仁会	常陸大宮市
18	(株)カスミ	つくば市	42	山下工業(株)	境町
19	(株)南海工業	坂東市	43	(株)サクセス	常総市
20	関彰商事(株)	つくば市	44	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町
21	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(社福)祥風会	土浦市
22	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	(社福)勇成会	水戸市
23	(株)ヴィオーラ	水戸市	47	(株)上杉物産	神栖市
24	(株)サンユーストアー	北茨城市			

県立産業技術専門学院入学生募集！

令和8年4月の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、
少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。
高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTubeでPR動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>



◆募集内容

募集施設		訓練期間	募集訓練科	年間募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 (TEL029-269-2160)	水戸市下大野町6342	2年	自動車整備科	20名
	(水府町庁舎) 水戸市水府町864-4	1年	建築システム科	25名
			電気エンジニア科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町3-9-1 (TEL0294-35-6449)		1年	金属クラフト科	15名
			PC・CAD科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林572-1 (TEL0299-69-1171)		1年	金属プラント保全科	15名
			電気プラント保守科	15名
			メカニカルデザイン科	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外50-179 (TEL029-841-3551)		1年	ITシステム科	20名
		2年	機械技術科	20名
			コンピュータ制御科	20名
			自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸1336-54 (TEL0296-24-1714)		1年	FAロボット科	15名
			電気エンジニア科	15名
			溶接マスター科	15名

※着色した訓練科の入学時期は4月と10月の2回となります。

◆入試日程

(令和8年4月入学者)

区分		試験日	受付期間
自己推薦 【実施済】		8/27(水)	7/1(火)～8/20(水)
学校長推薦 【実施済】		10/8(水)	9/11(木)～10/1(水)
一般入試	(A日程)	11/5(水)	10/9(木)～10/29(水)
	(B日程)	12/3(水)	11/6(木)～11/26(水)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

※ 令和8年10月入学に関する試験日程については、令和8年6月頃に公表を予定しています。



ハートレーニング
— 急がば学べ —

令和8年4月開校！

県立情報テクノロジー大学校 入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）が進化し、
大学校として新たなスタートを切ります！

- ★高度で実践的なカリキュラムで、開校以来就職率100%
- ★合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
合格者を多数輩出
- ★1クラス20人の少人数制、実戦経験豊富な指導スタッフ
- ★IoT、AIなどの最先端技術を学べる
- ★グローバル化への対応や、社会と連携した取り組みを強化

詳細は、短大HPをご覧ください。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆施設・定員

施設	茨城県立情報テクノロジー大学校（現：産業技術短期大学校（県立IT短大）） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員・課程 コース	【専門課程】2年間 100人 情報システム科（情報システムコース、ITエンジニアコース） 情報処理科（情報管理コース、情報セキュリティコース、情報サービスコース） 【応用課程】2年間 20人 応用情報専攻科

◆入試日程

【専門課程】定員100人

区分	試験日	受付期間
①学校長推薦	10/16(木)実施済	9/22(月)～10/6(月)実施済
②一般入試（前期）	12/18(木)	11/24(月)～12/8(月)
③自己推薦 ④事業主推薦	12/20(土)	11/26(水)～12/10(水)
⑤一般入試（中期）	2/3(火)	1/12(月)～1/26(月)
⑥一般入試（後期）	3/12(木)	2/20(金)～3/6(金)

※応用課程については6/28に試験を実施しました。

◆学費

入学料	①126,750円（令和7年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	392,800円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については短大ホームページ（学生募集要項）を参照してください。
短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/>

短大HP



県内中小企業・小規模事業者の皆様向け

いばらき



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

賃上げ・価格転嫁

セミナー&個別相談会

～賃上げ助成金の活用と価格転嫁のポイント～

各会場
60名様
限定！

今年度の最低賃金改正額が、令和7年10月12日から、過去最高の1,074円となります。最低賃金の改正概要や、国及び県の各種助成金の活用方策、さらには、適正な価格転嫁に関するセミナーを県内5会場で開催します。社会保険労務士による無料の個別相談会も開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

プログラム

14:00～14:45 第1部

最低賃金の改正と活用可能な国・県の支援策

講師：社会保険労務士

14:50～15:30 第2部

適正な価格転嫁を実現するためのポイント

講師：中小企業診断士

個別無料相談会

セミナー第1部終了後、次の時間帯で相談会を開催します。参加をご希望の方は、セミナー申込の際に希望の時間帯をお申し出ください。

① 14:50～15:05 ② 15:05～15:20

③ 15:20～15:35 ④ 15:35～15:50

※各枠3～4組限定

※ 個別無料相談会の時間帯については、定員の都合上、ご希望に添えない可能性もございますので予めご了承ください。相談時間帯は決定後事務局より個別にご連絡いたします。

日程	会場（所在地）
県央会場 10月29日(水)	茨城県開発公社ビル 中会議室（水戸市笠原町978-25）終了 ※後日アーカイブ配信を予定しております
県西会場 11月6日(木)	茨城県県西生涯学習センター 中講座室（筑西市野殿1371）
県南会場 11月12日(水)	茨城県県南生涯学習センター 中講座室2（土浦市大和町9-1ウララビル5F）
県北会場 11月14日(金)	日立地区産業支援センター 第2・3研修室（日立市西成沢町2丁目20-1）
鹿行会場 11月19日(水)	茨城県鹿行生涯学習センター 講座室1（行方市宇崎1389）

※ 県央会場でのセミナーについて、後日、県HPでのアーカイブ配信を予定しております。



各開催日の前日までに、左の二次元コード、または以下のURLからお申し込みください。

<https://h7.jir-web.co.jp/n/form/vdkb/VUn7tK9TD4afVUv9NPTdp>

主催



茨城県 茨城労働局



茨城県社会保険労務士会



茨城県中小企業診断士協会

後援

日立市

お問い合わせ

（セミナー申込に関すること）
（県の賃上げ支援策に関すること）
（価格転嫁促進事業に関すること）

（株）常陽産業研究所
茨城県労働政策課
茨城県中小企業課

TEL:029-233-6734（県委託事業者）
TEL:029-301-3635
TEL:029-301-3550



ひとつ、働き方を変えてみよう

ノー残業デーや仕事の見直し、
テレワークや時差出勤など、
できることから取り組みましょう

2025年
8月・11月

いばらき
働き方改革
推進月間

詳しくは



【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL:029-301-3635 E-mail:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク

各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



優良企業インタビュー
株式会社鯉淵工業

News お知らせ



- 2025.03.28 ★NEW★ ビジョンマニファクチャリングを城株式会社インタビューを公開しました！
- 2025.03.14 ★NEW★ 令和6年度自営型テレワーク者養成講座開催結果について
- 2025.03.12 ★NEW★「茨城の働く女性たち」インタビューを掲載しました！
- 2025.03.11 女性管理職育成研修を開催しました！
- 2025.03.10 ★NEW★メールマガジン「2025年3月号」発行いたしました☆

Link 関連リンク

- 女性の活躍・両立支援総合サイト
- 女性応援ポータルサイト
- ひびく！働き方を変えてみよう！カエル！ジャパン
- 仕事に家庭、両立しよう！両立支援のひろば
- 働く女性、働き方を変えてみよう！
- NEXT WORK STYLE
- 茨城県ダイバーシティ推進センター
- 中小企業・地域産業の雇用・労働政策情報
- 茨城県よろず支援拠点
- 自営型テレワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

Seminar & Event セミナー＆イベント



似のセミナー＆イベント一覧

Interview インタビュー

働き方改革・女性活躍優良企業



社会福祉法人いん心会
理事長 月野 太さん



株式会社いん心
代表取締役 岩井 和彦さん



株式会社鯉淵工業
代表取締役 高橋 和子さん

女性ロールモデル



株式会社日立ハイテクマニファクチャリング
ダイバーシティ推進グループ 専門部長 藤原 幸恵さん
1992年(株)日立製作所に入社。複数のグループ企業で人事労務等を担当し、2018年に株式会社日立ハイテクマニファクチャリングサービスに出向...



株式会社新井物産
新井リサーチステーション支店長 藤原 幸恵さん
1995年入社。住宅ローンなどの個人向けの融資業務に9年間従事した後、資産運用の相談窓口など店舗業務を8年間担当。2人の子供も育って...



株式会社MVサービス
代表取締役 松橋 裕子さん
静岡県三島市出身。夫はサラリーマン、娘は大学生、息子は社会人。株式会社MVサービス代表取締役。一般社団法人わくわく人生デザインラボ代表理事...



株式会社三浦子々々
取締役 ファクトリーマネージャー 伊藤 和子さん
2014年(株)三浦子々々に入社。パートとして約4年働いたのちに正社員となり、2019年からファクトリーマネージャーとして製造全体の進行...

女性ロールモデル

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和7年度 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時（相談受付は15時まで）】

日にち	会場	
11月17日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
12月22日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
1月19日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
2月16日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
3月23日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階

※相談無料・秘密厳守

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 5 分	月～土 10:00～12:00 13:00～18:00 ※土は 17:00 まで ※日・祝日除く	1 回につき 4,400 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階会議室	月 1 回実施 (原則第 4 木曜日)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580



X (旧 Twitter) でも情報発信中
ぜひフォローしてください

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいりません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.8% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
- ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.4%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
- ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.7%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和7年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み>中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ>中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課

（Tel:029-301-3635）

令和7年度「元気いばらき就職フェア」を開催します！

令和7年度元気いばらき就職フェアを開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日 付	開催場所	所 管
令和7年11月14日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （0294-27-7172）
11月27日（木）	下妻市	県西地区就職支援センター （0296-23-3811）
令和8年1月30日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）
2月 5日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

3 求職者の参加方法

事前申し込み不要・出入り自由となっております。

履歴書等をお持ちの上、お越しください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6か所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2、4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



茨城県地方就職学生支援事業のご案内

都内の大学・大学院を
＼卒業・卒業見込みのみなさんへ／
茨城県へ就職・移住する際に
要した費用を支援します！



茨城県内企業の選考面接に参加
するために要した**交通費**として
4,260円(上限)を支援



令和7年10月以降
茨城県へ移住する際に要した
引越し費用を支援(予定)

【注意】

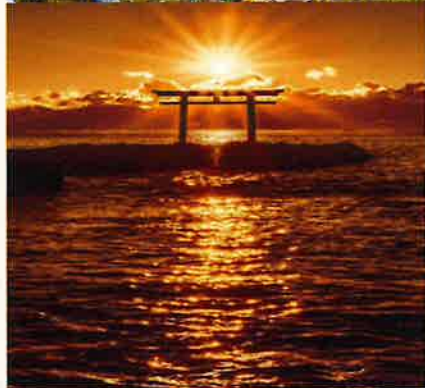
移住予定先市町村が事業を実施している
場合に活用することが可能です。

実施市町村、制度の詳細は
県HPをご確認ください。

(右記QRコード又は
「茨城県地方就職学生支援事業」で検索)



◆お問い合わせ先
茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室
TEL：029-301-3645
メール：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp



11 月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に成立手続が義務づけられています!**

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金**など事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

成立手続はどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続となっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の成立手続を行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213



ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

茨城県 最低賃金

令和7年
10月12日 から
時間額

1,074 円

前年比 **UP**
69円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
茨城労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



茨城労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額(時間額) 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

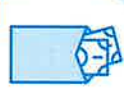
業務改善助成金 検索



支給の要件



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



助成金支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

4



支給

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R7.9)

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



その無理な発注の「しわ寄せ」で
取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しなせ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

職場のトラブル解決サポートします！

～個別労働紛争解決促進法に基づく3つの紛争解決援助制度があります～

総合労働相談コーナーでは、解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等を含むあらゆる職場におけるトラブルについて、専門の相談員が電話や面接で相談をお受けしています。また、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づき、労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。紛争解決援助制度のご利用は、労働者、事業主どちらからでも可能です。最寄りの総合労働相談コーナーにお問い合わせください。



●助言・指導とは

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の同僚から嫌がらせを受けているが、会社は対処してくれない。⇒**「助言の実施」**⇒配置転換により解決
②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**「助言の実施」**⇒退職届が受理され解決

●あっせんとは

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことにより、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい。⇒**「あっせんの開催」**⇒解決金の支払により解決
②嫌がらせを受け退職せざるをえなくなった。金銭的補償を求めたい。⇒**「あっせんの開催」**⇒解決金の支払により解決

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 4F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8201
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-88-3977
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市栄塚 1838 4F 土浦労働基準監督署内	029-882-7017
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内 (※令和7年12月1日から、古河市下辺見 2099 古河労働総合庁舎 4Fに移転します。)	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

【問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 TEL029-277-8201

しごとより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

STOP!
過労死

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月~金/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月7日(金)**
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

亀城プラザ 第2会議室
(茨城県土浦市中央二丁目16-4)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：茨城県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る茨城センター

[主催者挨拶] 茨城労働局

[基調講演]

「パワハラのは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

[企業による事例紹介]

「働き方改革は生き方改革 ～カゴメの進化～」 カゴメ(株)茨城工場

[過労死ご遺族による体験談発表]

会場のご案内

土浦市亀城プラザ 第2会議室

(茨城県土浦市中央二丁目16-4)

・JR常磐線「土浦駅」西口より徒歩10分

・バス(西口バス乗り場)

④・⑤・⑥番より乗車し、「亀城公園前」下車、または

③番よりキララちゃんバス Bコース(亀城公園循環)に乗り、「亀城公園前」下車

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」等検討委員。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX: ●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

事業主
向

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得する**ことが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。**

下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

注意

解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。

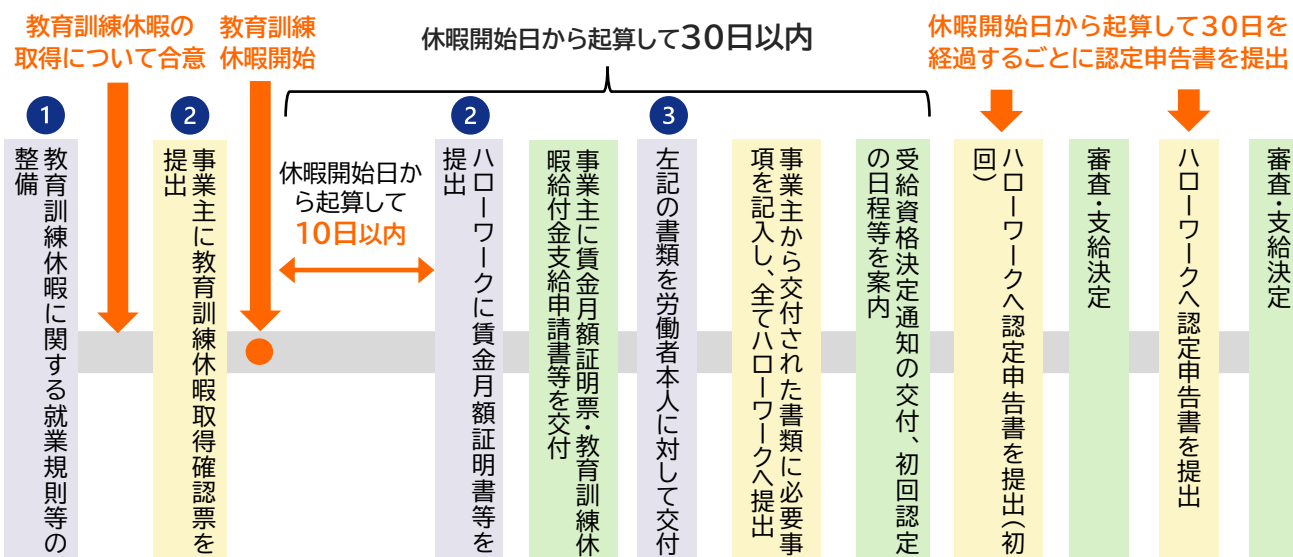
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



- ① 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- ② 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- ③ 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、

ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク



LL070707保01

ハラスメント対策 に関する改正ポイントのご案内

ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



ハローワーク水戸が 水戸駅北口近くに 移転します！

令和8年

1.13~

火

〒310-8509

水戸市宮町1-2-4 マイムビル8階

TEL 029-231-6221 (※電話番号に変更はございません)

アクセス

マイムビル正面入り口左側エレベーターで8階へ
※エスカレーターでは8階に行けません

- 水戸駅北口から徒歩1分（ペデストリアンデッキ直結）
⇒マイムビル2階入口からお入りください
- 水戸駅北口バス停から徒歩1分
⇒マイムビル1階入口からお入りください



来所の際は公共交通機関をご利用ください

ハローワーク専用の駐車場・駐輪場はございません。

ハローワーク利用での料金割引サービスもございません。

ハローワークのご利用は、簡単・便利な雇用保険電子申請
マイページ開設による求人・求職オンラインサービスで！



労働委員会の窓から

(令和7年8月1日～令和7年9月30日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。1件が終結し、8件が係属中です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
R 6 (不) 第5号事件	運輸業	R 6. 10. 9 労働組合	① 民主的かつ透明性の高い 労働者代表の選出 ② 反省文の交付及び掲示 ③ 申立人組合の命令履行状 況確認の妨害禁止	令和7年9月2日、 取下書が提出され、 事件は終結した。



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が2件ありました。1件が終結し、3件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	区分	調整事項
R 7 (調) 第5号事件	運輸業	R 7. 8. 27 労働組合	調停	① 団体交渉の応諾 ② 組合員への未払賃金の支払
R 7 (調) 第6号事件	小売業	R 7. 9. 18 使用者	あっせん	従業員の退職について

次頁に続く

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 7 (調) 第 2 号事件	小売業	R 7. 3. 12 労働組合	組合員の解雇撤回	令和 7 年 7 月 15 日及び同年 8 月 22 日にあっせんが開催されたが、当事者間の主張の隔たりが大きく、合意形成が困難であったことから、打ち切りを決定し終結した。



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



労働委員会講座

労働組合の資格審査

労働組合は自由に設立することができます。したがって、労働組合を設立しても、行政官庁への届出や許可等の手続は必要ありません。

ただし、次の手続等を行うときは、労働組合法で定められた労働組合としての要件を備えている必要があり、この適合の有無を労働委員会が審査します。なお、この資格審査は、その都度改めて行います。

- ・ 労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるとき
- ・ 法務局に法人登記の申請を行うとき
- ・ 県知事（県労働政策課）に労働委員会の労働者委員の候補者を推薦するとき

※ なお、資格審査の詳細につきましては、労働委員会ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed

11月号 第750号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和7年11月発行 TEL 029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>